新庄都市計画区域、金山都市計画区域、
最上都市計画区域及び真室川都市計画区域
の整備、開発及び保全の方針

～最上圏域都市計画区域マスタープラン～

平成３０年　４月

山　　形　　県

目次

第１章　基本的考え方～都市計画区域マスタープランについて～ 3
第１　都市計画区域マスタープランとは 4
第２　山形県都市計画基本指針の見直し 4
第３　広域連携を考慮した都市計画区域マスタープラン 5
第４　都市圏の設定 5

第２章　都市計画の目標 6
第１　最上圏域の現状と課題 7
１　人口減少・高齢化社会の急激な進行 7
２　頻発する災害 7
３　空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行 7
４　高速道路や幹線道路の状況 7
５　最上圏域らしい都市景観 7
６　各都市計画区域の特徴 8
第２　目標年次 9
第３　最上圏域の都市づくりの基本理念 9
第４　最上圏域の市街地像 9
１　広域連携 9
２　多様な交流 10
３　まちなか賑わい 10
４　安全・安心 10

第３章　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 11
第１　区域区分の決定の有無 12

第４章　主要な都市計画の決定の方針 13
第１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 14
１　主要用途の配置の方針 14
２　市街地の土地利用の方針 14
３　その他の土地利用の方針 14
第２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 16
１　交通施設の都市計画の決定の方針 16
２　下水道及び河川の都市計画の決定の方針 17
３　その他の都市施設の都市計画の決定の方針 147
第３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 18
第４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 19
第５　土地利用構想図及び都市施設配置図 20

第１章　基本的考え方 ～都市計画区域マスタープランについて～

第１　都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マス」という。）は、都市計画法第６条の２に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、都道府県が定めるものとされています。

区域マスは、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものであり、当該区域における都市計画の基本的な方向性を示すことが求められています。（国土交通省「都市計画運用指針」）

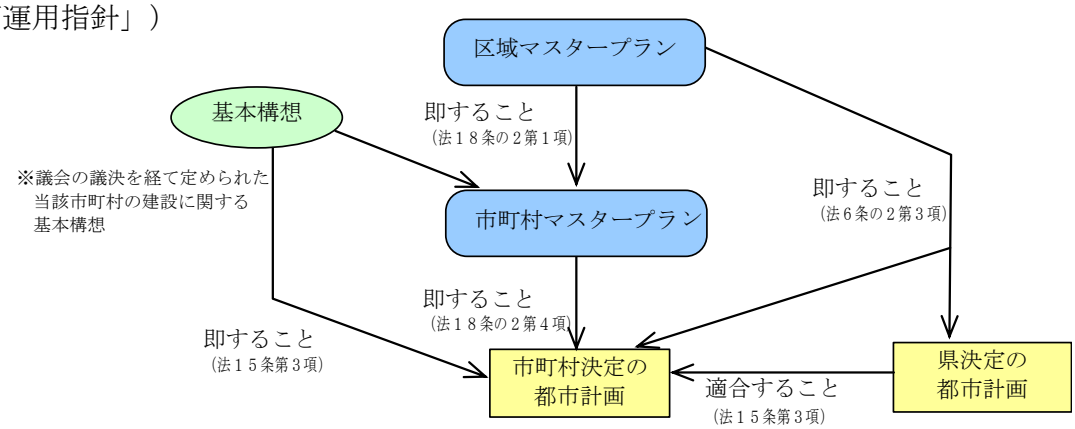

図　マスタープランと都市計画の関係

第２　山形県都市計画基本指針

少子高齢化を伴う人口減少社会の到来など、都市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、本県の都市計画の方向性を示し、区域マス作成の指針とする「山形県都市計画基本指針」（平成13年度策定）を平成28年４月に見直しました。

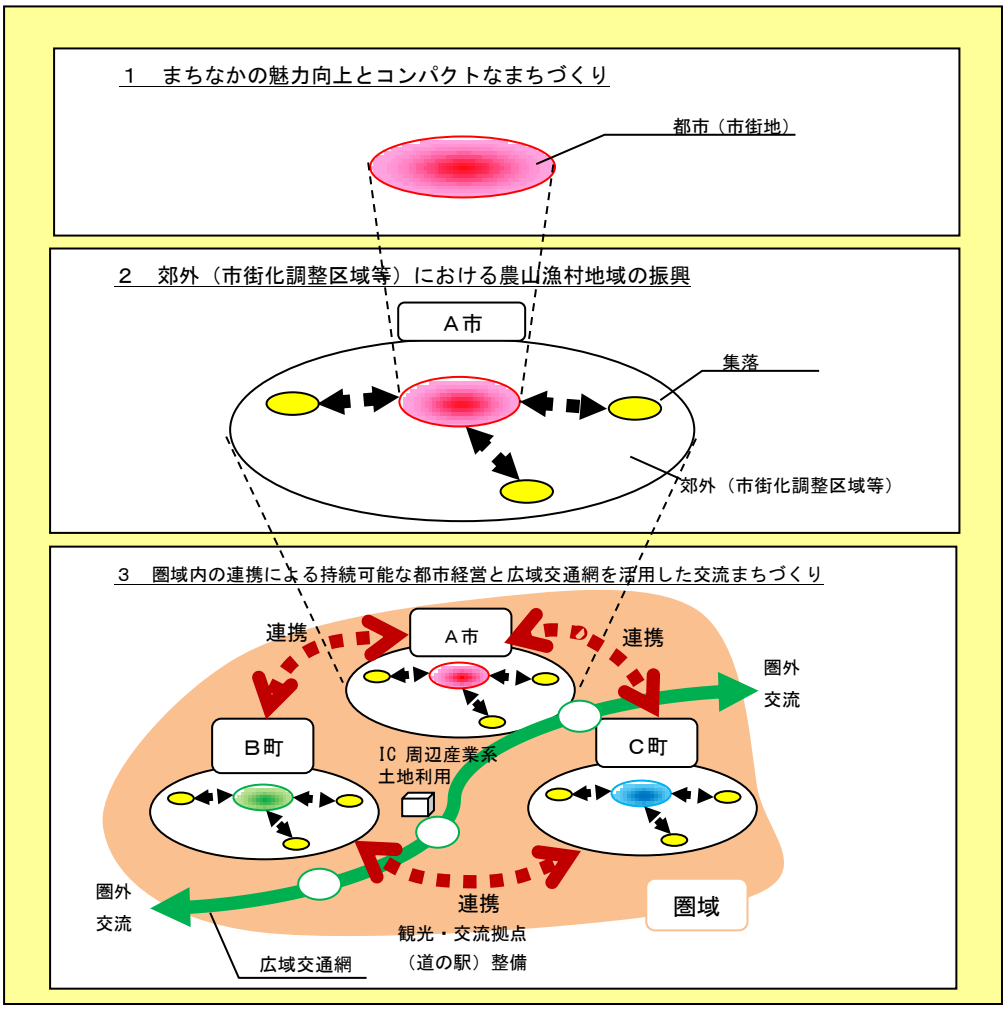

図　これからの都市づくりイメージ

第３　広域連携を考慮した都市計画区域マスタープラン

急激な人口減少や、小規模な都市が大半を占める本県の状況、山形県都市計画基本指針を踏まえ、生活圏等を一つにする複数の都市計画区域を含む区域（圏域）を対象とした「広域連携を考慮した区域マスタープラン」（以下、「広域連携区域マス」という。）を策定することとします。

圏域内においては、都市施設の相互利用や交流連携の取組みなど複数の都市が連携した持続可能な都市づくりを進めていきます。

◆　「山形県都市計画基本指針」における基本理念と将来都市像

基本理念

鮮やかな四季と歴史・文化が調和する交流都市の創造

将来都市像１	将来都市像２	将来都市像３
子どもや孫も山形でいきいき暮らせる持続可能な都市	創造力豊かな山形の産業が成長する活力ある都市	人にやさしく美しい山形へ訪れたくなる魅力ある都市

◆　区域マスタープランの構成比較（新旧）

現行区域マス（県内 27 区域で作成）

１　都市計画の目標
- ○基本理念
- ○将来都市像

２　区域区分の方針

３　主要な都市計画の決定の方針
- ○土地利用の方針
- ○都市施設の方針
- ○市街地開発事業の方針
- ○自然的環境の整備・保全の方針
- ○土地利用構想図及び都市施設配置図

広域連携区域マス（県内８圏域で作成）

１　都市計画の目標
- ○現状と課題
- ○目標年次
- ○基本理念
- ○圏域の市街地像
  - ・広域連携
  - ・多様な交流
  - ・まちなか賑わい
  - ・安全・安心

２　区域区分の方針

３　主要な都市計画の決定の方針
- ○土地利用の方針
- ○都市施設の方針
- ○市街地開発事業の方針
- ○自然的環境の整備・保全の方針
- ○土地利用構想図及び都市施設配置図

第４　都市圏の設定

広域連携区域マス策定単位となる都市圏として、これまでの生活圏や歴史的な結び付きの観点から、密接な関係にある東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内（北部）、庄内（南部）の８つの都市圏を設定します。なお、将来的には生活圏の拡大等の状況に合わせた都市圏の見直しを行っていきます。

第２章　都市計画の目標

最上圏域

含まれる都市計画区域
「新庄都市計画区域」
「金山都市計画区域」
「最上都市計画区域」
「真室川都市計画区域」

第１　最上圏域の現状と課題

１　人口減少・高齢化社会の急激な進行

本圏域では、平成 22 年からの 30 年間で約 38%の人口減少が推計されており、加えて、平成 52 年には高齢化率が約 42%と見込まれるなど、急激な人口減少及び少子高齢化社会を迎えようとしています。

都市づくりにおいても、人口減少及び少子高齢化に対応するため、無秩序な開発の抑制や都市間連携等を進め、地域の維持と活性化が可能な施策を推進していく必要があります。

２　頻発する災害

近年頻発する集中豪雨による洪水や土砂災害、最上小国川流域における度重なる洪水などの被害が発生しています。

また、本圏域は、全ての市町村が特別豪雪地帯に指定されているなど、冬期の降雪量が多く、冬期間の都市・経済活動等が制約されております。

そのため、治水対策や豪雪対策等のハード整備と、警戒避難体制の構築や安定した除雪体制の確立等のソフト対策を効果的に進めていく必要があります。

３　空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行

本圏域では、既成市街地における空き家・空き地が増加しており、今後も人口減少に伴う増加が予測され、防災、景観、地域活性化等の課題が懸念されます。また、既成市街地での有効な土地利用が進まない一方で、集客施設等が郊外に立地する傾向が続いてきました。

そのため、空き家や空き地の有効活用や都市施設の集積等に係る施策を進めていくことが必要です。

４　高速道路や幹線道路の状況

本圏域の高速道路及び国道458号の供用率は、平成29年で約43％であり、道路網が途中で途切れるミッシングリンクが多数存在するなど、高速交通ネットワーク化が遅れている状況です。

本圏域では、高速道路の整備を推進し、圏域の東西方向と南北方向を結ぶ高速道十字連携軸の整備を促進するとともに、他の交通機関と併せた交通機能の強化を図っていく必要があります。

また、開発ポテンシャルの高いインターチェンジ周辺においては、田園や里山など周辺環境との調和や保全を図りながら、新庄中核工業団地を中心として、産業の活性化を図る必要があります。

５　最上圏域らしい都市景観

四方を鳥海山や月山、神室連峰など高く険しい山々に囲まれ、深い原生林が多く残る自然景観や、肘折・赤倉・瀬見などの温泉、義経や芭蕉ゆかりの地、最上峡の絶景などの観光資源を保全しつつ、それらを活用した都市空間づくりを一層進めていく必要があります。

６　各都市計画区域の特徴

○ 新庄都市計画区域

最上地域のほぼ中央部に位置し、商業や教育等の都市機能が充実した圏域の中核都市となっています。また、道路と鉄道がそれぞれ交差した交通の要衝として発展し、新庄中核工業団地等の工業環境の整備及び企業誘致により、工業の拠点ともなっています。豊かな山林や田園の緑に囲まれ、中心部を河川が流れる「最上地域の中核都市」として相応しい市街地を形成していく必要があります。

本区域の人口は減少傾向にあり、中心市街地の空洞化、空き家等の増加、用途地域を定めない地域や都市計画区域外の沿道の個別開発等が課題となっています。また、圏域内で都市機能を効果的に補完していくため、中核都市として都市施設の適正な立地が必要です。

○ 金山都市計画区域

最上地域の北部に位置し、金山盆地に形成された圏域の副次都市となっています。美しい景観の保持及び地域産業の活性化を目的に、「景観条例」の制定や「街並み景観づくり 100 年運動」等、景観を基調とした都市づくりに取り組んでいます。多くの歴史的遺産や伝統芸能、美しい景観、豊かな自然環境を特性とすることから、これらの地域資源等を活かした都市づくりを進める必要があります。

本区域の人口は減少傾向にあり、オープンスペースの活用等、コンパクトな都市づくりが進められていますが、既成市街地内の農地や未利用地の利活用の推進が課題です。併せて、圏域内での都市機能の補完及び集積を行いながら、医療や福祉等の生活サービスを維持していくことが求められています。

○ 最上都市計画区域

最上地域の北東部に位置し、奥羽山脈に囲まれる農業を基幹産業とする副次都市であり、瀬見温泉や赤倉温泉といった温泉に恵まれた観光のまちとなっています。また、奥羽山系の山なみや最上小国川、最上白川等の自然環境や自然景観に恵まれており、これらの保全と活用した都市づくりを進める必要があります。

人口は減少傾向にあり、市街地の空洞化や空き家等の増加等が課題となっています。また、駅周辺部や温泉地等に集落が点在しているため、国道及び鉄道によるネットワークを維持しながら、圏域内での都市機能の補完及び集積を行い、医療や福祉等の生活サービスを維持していくことも課題となっています。

○ 真室川都市計画区域

最上地域の最北部に位置し、町土全体の８割以上が山林で占められ、古くからの林業のまちとして栄えてきました。農業を基幹産業とし、環境保全型農業の取り組みを推進し、「環境王国」認定のまちとして、農産物のブランド化や６次産業の推進など、農業の振興に取り組んでいます。また、自然資源、伝統芸能、生活文化資源に恵まれており、これらの保全を進めながら、地域の魅力を創出していくことが必要です。

人口は減少傾向にあり、市街地の空洞化、空き家や耕作放棄地等の増加等が課題です。併せて、圏域内での都市機能の補完及び集積を行い、医療や福祉等の生活サービスを維持していくことが課題となっております。

第２　目標年次

目標年次を、平成 47 年（2035 年）とします

○基準年次は平成 27 年（国勢調査実施年）とします。

○本計画においては、概ね 20 年後の都市の姿をイメージし、「都市づくりの基本理念」「主要な都市計画の決定方針」については平成 47 年を想定します。

○「区域区分」に関する事項及び「主要な都市計画の決定方針」のうち「主要な施設の整備目標」に関する事項については、平成 37 年を想定します。

第３　最上圏域の都市づくりの基本理念

本圏域は、村山地域と庄内地域との結節点にあり、秋田県、宮城県とも接し、県内のみならず東北地方の東西・南北軸を結ぶ交通の要衝となっております。また、神室連峰を始めとする山並みと最上峡などの美しい景観を有し、巨木を育む里地里山の中で自然と共生する生活文化と歴史を継承発展させながら、農林業を中心とした産業の振興を図ってきました。

しかしながら、減少を続ける居住人口と高齢化の進行、高速交通ネットワークの未整備、災害や豪雪への対策など、多くの課題への対応が求められております。

そのため、新庄市を中心として、圏域内の都市機能の充実と補完を促進するとともに、広域交通網の整備などにより骨格的都市軸を形成することで、都市間連携を推進していきます。併せて、河川・里山・農地などが織りなす豊かな自然環境との調和や保全を図りながら、主産業である農業の更なる振興、観光産業の拡大や製造業の集積を進めるなど厚みのある産業づくりによって、地域の活力を生み出せる圏域づくりを基本理念とします。

基　本　理　念

「森と里山の文化と歴史が薫る美しいまちなみと

農業・観光・工業が共栄する厚みのある産業が織りなすエコポリス」

第４　最上圏域の市街地像

１　「広域連携」　～都市間連携を推進する都市づくり～

【広域的な連携に向けた取組み】

➢圏域内での共通課題の認識やビジョンの共有化を進め、周辺都市への影響等も配慮した都市づくりを推進します。

➢圏域内の各都市と県で連絡調整会議等を開催し、共通課題の認識やビジョンの共有化を進め、各都市の都市計画への反映を図ります。

【都市機能の相互補完】

➢「定住自立圏構想」等に基づき、圏域の中心として都市機能が集積する新庄と、産業や商業機能などを補完し日常生活を支える周辺都市が、それぞれの特性を活かしながら、土地利用や都市機能の効果的な整備と補完等を行い、共存・共栄する都市づくりを推進します。

【広域交通ネットワークの整備】

➢道の駅、産直施設、観光案内所等の観光交流拠点間ネットワークや高速道十字連携軸を整備し、圏域が一体となった魅力発信による観光振興や防災機能のネットワーク化を推進します。

【高速道路を活用した県外との連携】

➢高速道路ネットワークの整備により、他県との物流や観光等の様々な連携を強化します。

2　「多様な交流」　～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～

【魅力ある景観の整備、活用】

➢神室山地や遠望される月山・鳥海山等の自然景観、城跡を活用した最上公園等の歴史などを大切にしながら、良好な景観の保全と観光資源としての活用を推進します。

【出会い・交流拠点の創出】

➢まちなかの公園、駅周辺部、道路等の公共空間、空き家などを活用し、地域の賑わいや交流の場として活用できるまちづくりを推進します。

➢車道や歩道幅員の見直し等により、歩行者や自転車等が安全・快適で、まちの魅力・賑わい・個性を高める道路空間の創出に努めます。

【高速道路等を活用した県内外との交流促進】

➢高速道路や鉄道等の高速交通ネットワークの活用を図り、隣接地域の空港や港湾を含めた物流ネットワークの強化による産業の活性化や、県内外との交流促進による地域の活性化を推進します。

【都市と農村地域、都市と周辺都市との交流】

➢農村地域の優れた地域資源を活用した体験学習や市民農園等の開設など、農地等の有効活用を進め、都市住民との交流を促進します。

3　「まちなか賑わい」　～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～

【立地適正化の促進】

➢「立地適正化計画」等により、居住・商業機能等の土地利用や適切な再配置等を行うことで、賑わいのあるコンパクトな都市づくりを推進するとともに、持続可能な都市構造を実現します。

【空き家・空き地の利活用】

➢「空き家対策計画」等に基づく施策や遊休資産の効果的な活用に取り組み、賑わいがあり、ゆとりある居住環境の形成やコミュニティが維持できる都市づくりを推進します。

4　「安全・安心」　～いのちを守る都市づくり～

【施設整備等の推進】

➢地震災害、水害、土砂災害及び雪害等の被害低減に向けたハード整備と合わせ、警戒避難体制の確立等のソフト対策を推進します。また、住民との協働等による効率的・効果的な維持管理を推進します。

➢緊急輸送道等の電線地中化や狭溢道路の改善、避難場所としても機能するオープンスペースの確保等を促進します。

➢流雪溝や融雪施設等の雪寒施設の整備を推進するとともに、除雪の路線交換及び代行除雪、地域住民との協働による除排雪システム等を確立し、雪に強い都市づくりを推進します。

【都市計画における対応】

➢既成市街地では、地区計画等に基づく住宅のセットバックによる道路幅員、オープンスペースの確保等を促進し、災害の危険が高い地域は、新たな市街地に含めないことを基本とします。

第３章　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

第１　区域区分の決定の有無

本圏域の４つの都市計画区域については、区域区分を定めないものとします。

都市計画区域等	区域区分	理由
新庄都市計画区域 金山都市計画区域 最上都市計画区域 真室川都市計画区域	無	○本圏域の都市計画区域内人口は減少しており、今後も引き続き減少傾向が継続することが予想されます。 ○農地転用の多くは用途地域内に見られ、用途地域外に見られるものの多くは既存集落内のものです。 ○用途地域が指定されていない区域のほとんどは、農業振興地域や森林地域となっており、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる適正な土地利用規制・誘導を図ることにより、無秩序な市街地拡大を抑制することが可能と考えます。 以上のことから、<u>区域区分を定めない</u>こととします。

第４章　主要な都市計画の決定の方針

第１　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

１　主要用途の配置の方針

○ 拠点等

➢人口定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことのできる都市をつくるため、各拠点に応じた土地利用を図ります。

Ⅰ）広域拠点（新庄）

新庄都市計画区域においては、圏域全体を視野に入れ、定住に必要な都市機能の整備・提供や生活機能の確保・充実に努めるとともに、地域資源を活かした振興策に取り組み、圏域全体の活性化と圏域住民が安心して暮らせる魅力ある圏域の形成を図ります。

都市の中心部を広域拠点として位置づけ、都市機能が集約可能な土地利用を図るとともに、地域の独自性や周辺都市機能の立地状況を十分考慮し、その周辺を含めた土地利用を総合的に計画します。

Ⅱ）地域拠点（金山、最上、真室川）　※舟形町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

金山、最上、真室川都市計画区域においては、生活機能の確保・充実に努めるとともに、それぞれが有する地域資源を活かした新興策に取り組み、圏域の魅力づくりと一体感の醸成に向け、それぞれが役割を果たします。

各都市の中心部を地域拠点として位置づけ、人口の集積状況、地域の独自性や周辺の都市機能の立地状況を十分考慮し、その周辺を含めた土地利用を総合的に計画します。

Ⅲ）学術・研究・開発拠点（山形県農業総合研究センター周辺）

広域的な利便性が高まっている山形県農業総合研究センター周辺においては、その立地特性を活かし、学術・研究・開発に係る施設等が利用しやすい土地利用を推進します。

Ⅳ）産業拠点（新庄中核工業団地）

周辺環境との調和に配慮しつつ、その機能の維持・増進を図る土地利用を推進します。

○ 土地の利用分類

➢土地の利用について、以下のとおり分類し、都市計画区域の中に配置していきます。

Ⅰ）商業地

➢現行の商業系用途地域を商業地として位置づけ、土地の高度利用を図りながら、買い物、業務の利便性の向上を図るとともに、飲食や文化・スポーツ・教養等の機能の充実を図り、中心商業地の形成を推進します。

新　庄	：新庄駅～最上公園周辺、新庄市本町～万場町商店街・新庄市役所周辺　等
金　山	：金山町七日町・十日町の沿道地区　等
最　上	：最上駅周辺　等
真室川	：真室川駅周辺　等

Ⅱ）工業地

➢現行の工業系用途地域を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら、機能の維持・増進を図ります。

新　庄	：新庄中核工業団地、横根山工業団地　等
金　山	：金山町羽場地区　等
最　上	：最上駅南側　等
真室川	：真室川駅西側　等

Ⅲ）住宅地

➢現行の住居系用途地域を住宅地として位置づけ、居住環境の向上を図ります。

➢住宅地に配置すべき人口等を適切に収容し得る規模とし、人口の減少が予測されている場合には、規模の拡大は極力避ける必要があります。一方、世帯数の増加の状況や適正な人口密度の設定についても十分考慮し、適切に配置します。

➢地域の特性や地域の目指すまちづくりのニーズに応じた良好な住宅環境を確保するため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき土地利用を図ります。

２　市街地の土地利用の方針

○ 土地の高度利用に関する方針

➢良好な居住環境の確保や業務の利便性を向上する適正な土地利用を誘導するため、立地適正化計画等の将来土地利用との整合に配慮し、用途地域を適切に指定します。

➢既成市街地において、地区計画や特別用途地区等を重層的に指定するなど、地域地区を有効に活用することで、防災性向上、まちなみ景観形成及び空き家・空き地等の対策強化等を図り、地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の規制・誘導を進めます。

➢中心市街地での集合住宅や複合施設の立地を促進し、土地の有効利用を図ります。

➢まちなかにある遊休施設等の既存インフラの有効活用を図る土地利用を進めます。

➢大規模集客施設について、立地適正化計画で位置づける都市機能誘導区域等への誘導を図ります。

○ 居住環境の改善又は維持に関する方針

➢住居系に特化した地域では、地区特性をふまえたきめ細かな用途地域見直しや地区計画制度の活用により住環境を保全します。

➢まちなか住環境保全のため、高度地区の指定等、建物高さのルールづくりを促進します。

➢工業系に特化した地域では、特別用途地区、地区計画等の指定により工場操業環境と周辺住環境との保全の向上等を図ります。

○ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

➢神室山地や遠望される月山・鳥海山等の自然景観、城跡を活用した最上公園等の歴史的などを大切にしながら、建築物の無秩序な高層化や意匠を抑制し、良好な景観を保全していくとともに、観光資源としての整備と活用を図ります。

➢公共施設の緑化と併せて、計画的な市街地整備を行う地区などでは、地区計画制度、緑地協定、等を活用して、緑を増やしていきます。

３　その他の土地利用の方針

○ 優良な農地との健全な調和に関する方針

➢市街地周辺に広がる田園風景は、景観資源の一つであるとともに、生産供給の場でもあり、農業の振興と地域の個性を創出する農村風景の保全のため、適正な土地利用誘導のもと、原則として優良な農地の転用による市街地の拡大は行いません。また、良好な農地は、レクリエーションや災害時の避難場所等の多様な機能を有しているため、都市と農村地域の連携等を促進しながら、有効な活用と適正な保全に努めます。

○ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

➢災害の危険性が高い地域は新たな市街地に含めないことを基本とします。

➢急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりによる土砂災害の恐れがある地区では、災害防止のための対策を進めます。

○ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

➢本圏域が有する山地・丘陵地系緑地や農地等の良好な自然環境を保全し、市街化を抑制します。

○ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

➢地域の振興が必要とされる場合等にあっては、用途地域指定や地区計画等の活用を検討していきます。ただし、地区計画等の活用にあたっては、既存市街地の計画的な都市的土地利用に影響を与えないよう、適切な運用を図ります。

➢高速道路のインターチェンジ周辺は、産業拠点形成の開発ポテンシャルを有している場合が多いことから、用途地域指定や地区計画制度の活用等を図り、周辺の土地利用や農林業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的な産業系土地利用を促進します。

➢都市計画区域外の多くが、農用地、森林、自然公園区域となっており、大きな人口増加や宅地化の動向は見られませんが、隣接する都市計画区域内外において、良好な環境の保全や効率的な都市形成の観点から、土地利用や都市施設等の一体的な整合を図る必要があります。

第２　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

１　交通施設の都市計画の決定の方針

１）基本方針

➢広域交通体系を担う東北中央自動車道及び地域高規格道路新庄酒田道路の整備を促進するとともに、国道 13 号、国道 47 号、国道 344 号、国道 458 号など、周辺都市との連絡道路や都市の骨格となる幹線道路の整備を推進します。

➢長期未着手路線については、計画の必要性や事業の実現性等を総合的に検証し、計画の見直しや廃止を行い、都市経営コストの観点から効果の高い都市施設の整備を推進します。また、車道や歩道幅員の見直し等を行い、まちの魅力・にぎわい・個性を高める道路空間の創出に努めます。

➢流雪溝や融雪施設の整備を推進するとともに、圏域内での除雪の路線交換や代行除雪などの広域連携を進めることで、冬季間でも円滑で安心・快適な移動の確保に努めます。

➢電線地中化の推進等、災害時のライフラインの確保や景観性の向上に努めます

➢中心市街地のにぎわいと魅力ある街路空間の創出や環境負荷の軽減、まちなか観光促進等の観点から、自転車空間の整備及び自転車関連事故の削減を図るための通行空間の区分や路肩の活用等も検討します。

➢公共交通については、交通弱者の移動支援や環境負荷の軽減などを念頭に置き、関係機関と協力のもとで、地域公共交通網形成計画の策定とともに、その内容を都市計画マスタープラン及び立地適正化計画等に位置づけるなど、交通の確保や利便性の向上等を促進します。

➢道の駅や観光案内所等の観光交流拠点間のネットワークの整備を推進します。

２）主要な施設の配置の方針

ア）道路

➢基本方針に基づき、都市計画道路を中心に以下のとおり配置します。

Ⅰ）自動車専用道路（圏域内外の広域的な連携）

東北中央自動車道[(都)新庄金山線]、新庄酒田道路[(都)鳥越福田線]、
石巻新庄道路[(都)鳥越福田線]

Ⅱ）主要幹線道路（圏域内の連絡）

国道 13 号[(都)鳥越泉田線、(都)七日町飛森線]、国道 344 号[(都)新橋金山線]、
(都)十日町上川原線、(都)元町新町線、(主)雄勝金山線

Ⅲ）都市幹線道路（主要幹線道路への接続）

(都)金沢下西山線、(都)金沢仁間線、国道 458 号、(都)関屋小檜室線、
(都)小檜室角沢線、(都)大福田上西山線、(都)北本町飛田線、(都)沼田角沢線、
(都)東山仁間線、(都)山崎七日町線、(都)最上鬼首線、(都)元屋敷金沢線、
(都)東町新町線、(都) 東町野々村線、(主)尾花沢最上線、(一)最上小野田線、
(一)東法田大堀線、(一)向町最上西公園線、(一)杉の入月楯線

Ⅳ）駅前広場（交通結節機能）

新庄駅（駅前広場、交通広場）、最上駅、大堀駅、赤倉温泉駅、真室川駅

３）主要な施設の整備目標

ア）道路

概ね今後10年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域		名称	整備区間
新庄都市計画区域	自動車専用道路	東北中央自動車道 新庄酒田道路	新庄市十日町～昭和 新庄市福田～戸沢村古口
	都市幹線道路	（都）関屋小檜室線 （都）北本町飛田線	新庄市金沢地内 新庄市五日町地内

２　下水道及び河川の都市計画の決定の方針

１）基本方針

➢施設の見直しを進め、都市経営コストの観点から効果の高い都市施設の整備を推進します。

➢年々増加する耐用年数を経過した施設や、劣化の著しい施設、耐震性に問題がある施設については、計画的に改築や更新等を行います。

➢市街地における生活排水等を効率的に処理し、生活環境の改善、河川等公共用水域の水質保全を図るため、他の生活排水処理事業との連携・調整を図りながら、効率的な下水道整備を進めます。また、圏域内の処理施設の共同運営等により、効率的かつ持続可能な施設管理を進めます。

➢水害や土砂災害等の被害軽減に向け、河川や地形等の特性を踏まえた治水及び雨水対策について、各整備計画に基づく計画的な施設整備を進めます。

➢各整備計画が策定されていない区域においては、計画を策定するとともに、その整備水準を検討し、総合的な観点から治水対策を進めます。

２）主要な施設の配置の方針

➢河川、汚水及び雨水排水施設の各整備計画の整合を図りながら、治水安全性の向上及び生活環境の改善を図ります。

３）主要な施設の整備目標

ア）下水道

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	名称
新庄都市計画区域	新庄都市計画公共下水道
金山都市計画区域	金山都市計画公共下水道
最上都市計画区域	最上都市計画公共下水道
真室川都市計画区域	真室川都市計画公共下水道

イ）河川

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

都市計画区域	名称
新庄都市計画区域	指首野川河川改修事業
最上都市計画区域	最上小国川河川改修事業 最上小国川流水型ダム建設事業

３　その他の都市施設の都市計画の決定の方針

➢医療施設や高齢者福祉施設、子育て施設等のその他都市施設について、「定住自立圏構想」等に基づき、圏域全体を視野に入れ、効果的な整備と補完を推進します。なお、施設等の建替え・増築等にあたっては、公有地や公共施設の活用を検討するとともに、まちなか等の利便性の高い地域への誘導を図ります。

➢子育て環境の充実を図るため、子育て関連施設については駅や学校周辺等利便性の高い地域への誘導を図ります。

➢都市施設の改築更新を行う際は、再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入を進め、環境負荷の低減に努めます。

第３　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１）主要な市街地開発事業の決定の方針

➢集約型都市構造の形成に向け、事業執行の適切性・透明性確保の観点及び事業効果の効率的な発現の観点から事業の評価を実施し重点化を図ります。

➢コンパクトな市街地の形成を目指す観点から、新市街地の整備につながる市街地開発事業（住居系）は原則として行わず、新たな住宅地は現在の用途地域の低未利用地に配置します。

➢用途地域の未利用地、空き家及び空き地の活用を検討し、空洞化の抑制に努めます。また、空き地等の増加したエリアにおける小規模な区域での「空き家対策計画」等を策定し、地域にとって必要な公共施設の整備や民間主導の整備を促進します。

➢快適に安心して暮らせるよう、子育て支援施設や医療施設など日常生活を支える施設の立地を促進します。

２）市街地整備の目標

➢概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の主な事業はありません。

第４　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

１）基本方針

➢都市の近郊や市街地に残された緑地等は、豊かな自然と共生した魅力的な住環境を創出する貴重な資源であるため、市街地に残る緑を維持保全し、潤いあふれる都市づくりを進めます。

２）主要な緑地の配置の方針

➢基本方針に基づき、主要な緑地を以下のとおり配置します。

新　庄	最上公園、最上中央公園、東山公園、福田緑地
金　山	金山川河川公園
最　上	最上西公園、愛宕山公園、城山公園
真室川	真室川公園、真室川総合運動公園

ア）環境保全系統・景観構成系統

➢市街地の社寺林、保存樹、水辺等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、今後とも継続して緑を保全します。また、市街地周辺の保全された里山や水辺の持つゆとりと安らぎなどをまちづくりに活かして、都市の価値を高めます。

➢植物・自然を身近に感じられる都市公園など、個性豊かな都市公園づくりを推進します。

イ）レクリエーション系統

➢身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となるよう、公園や緑地相互間を有機的に結び、緑のネットワークの形成を図ります。

ウ）防災系統

➢地震、火災等の災害時の安全性の確保のため、避難地として公園、緑地等を配置し、避難路については避難地を効果的に結びつけるように計画します。併せて、大規模公園については、防災まちづくり拠点としての機能確保を目指します。

エ）その他

➢都市公園施設長寿命化計画等に基づく計画的な維持管理を進めます。

３）主要な緑地の確保目標

➢概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の主な事業はありません。

第５　土地利用構想図及び都市施設配置図

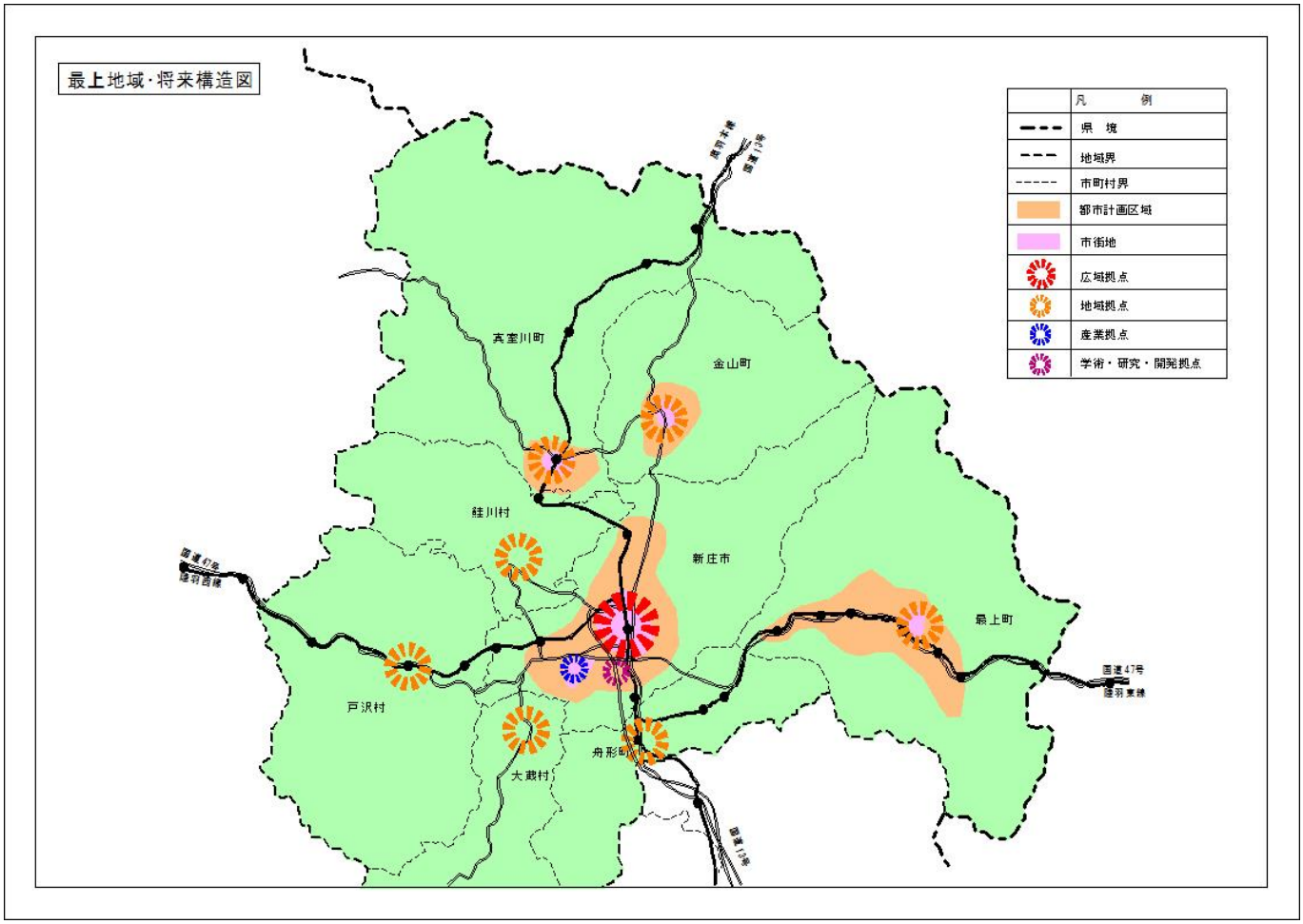

《新庄都市計画区域土地利用構想図及び都市施設配置図》

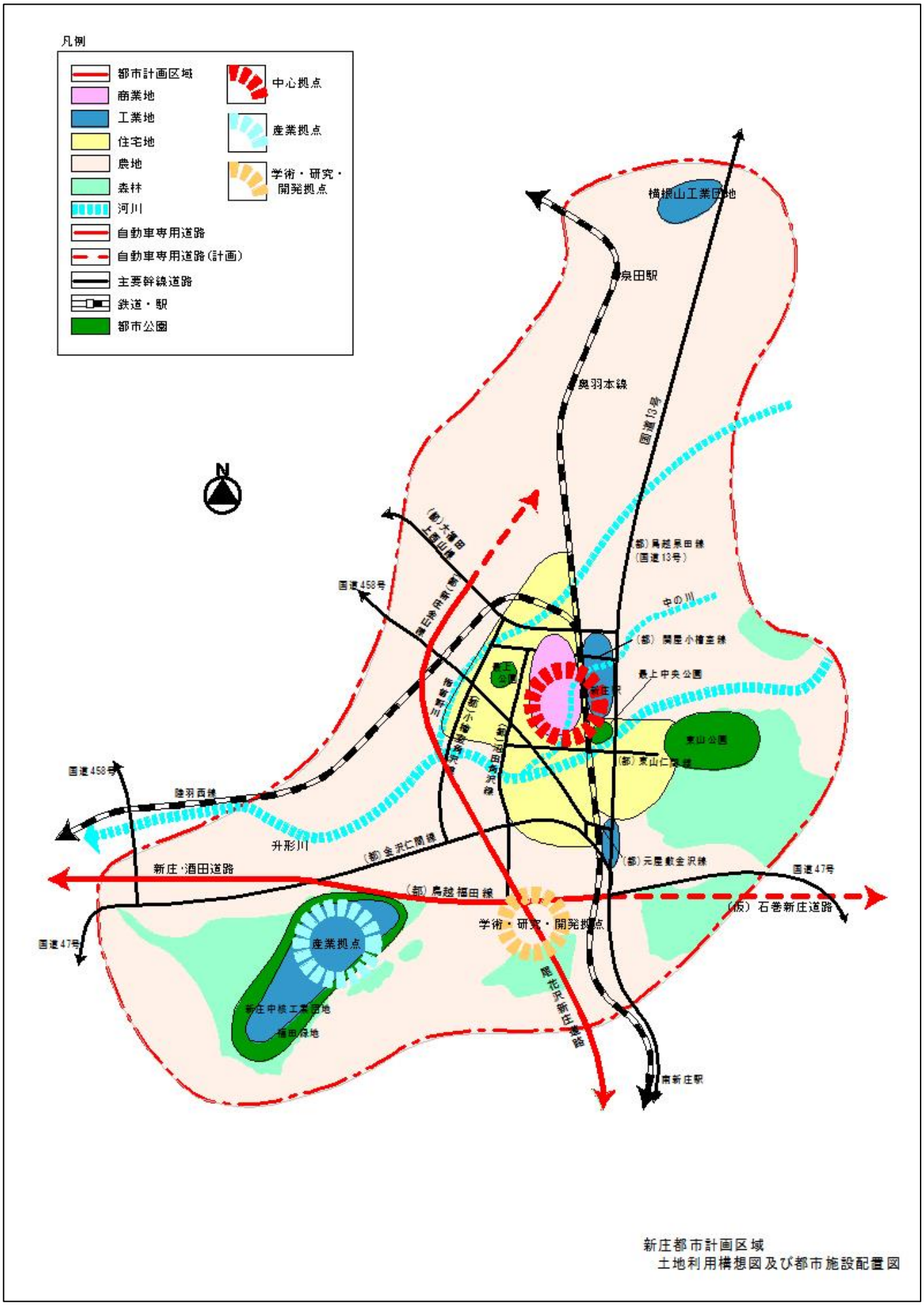

新庄都市計画区域
土地利用構想図及び都市施設配置図

≪金山都市計画区域土地利用構想図及び都市施設配置図≫

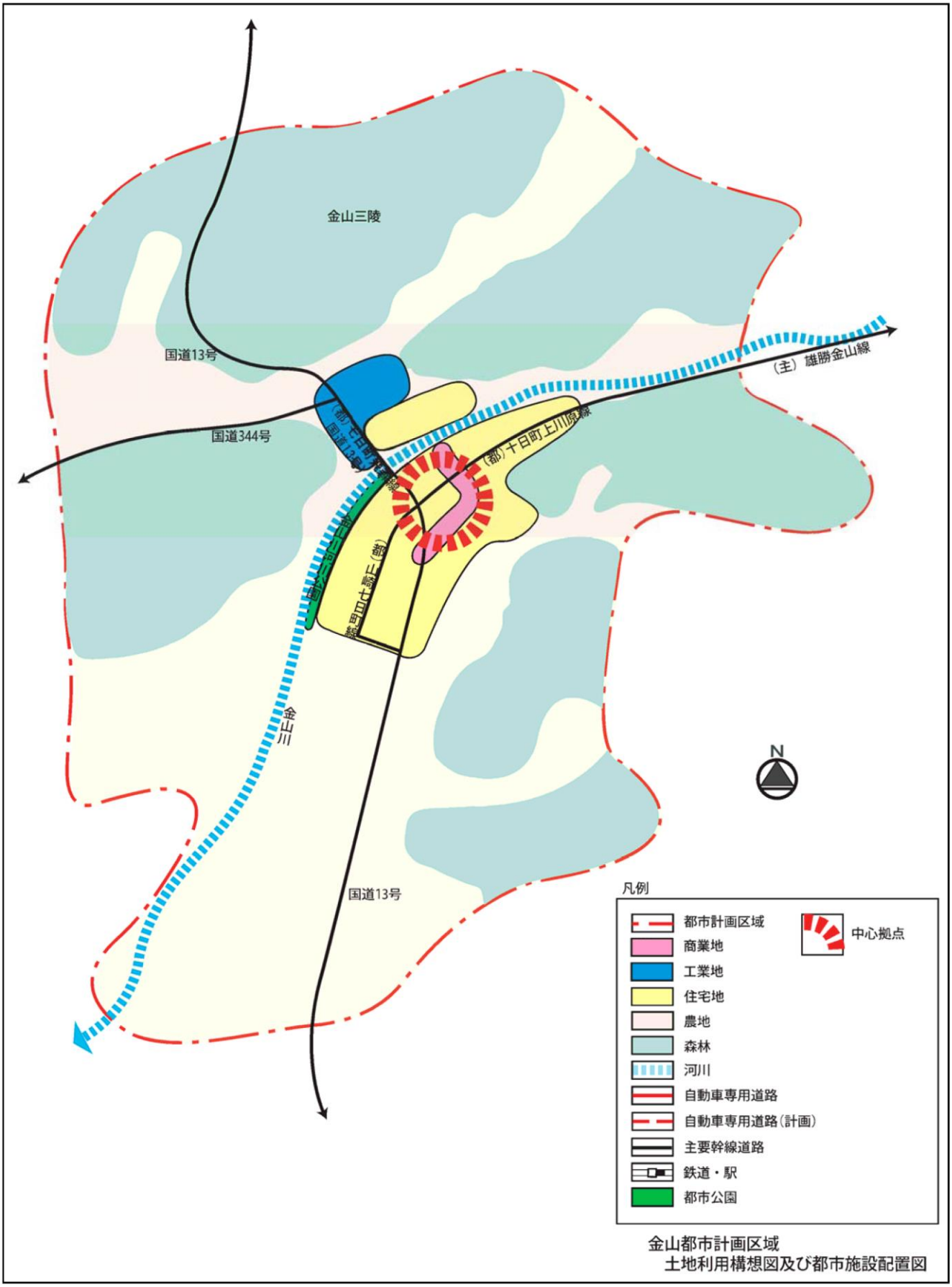

金山都市計画区域
土地利用構想図及び都市施設配置図

≪最上都市計画区域土地利用構想図及び都市施設配置図≫

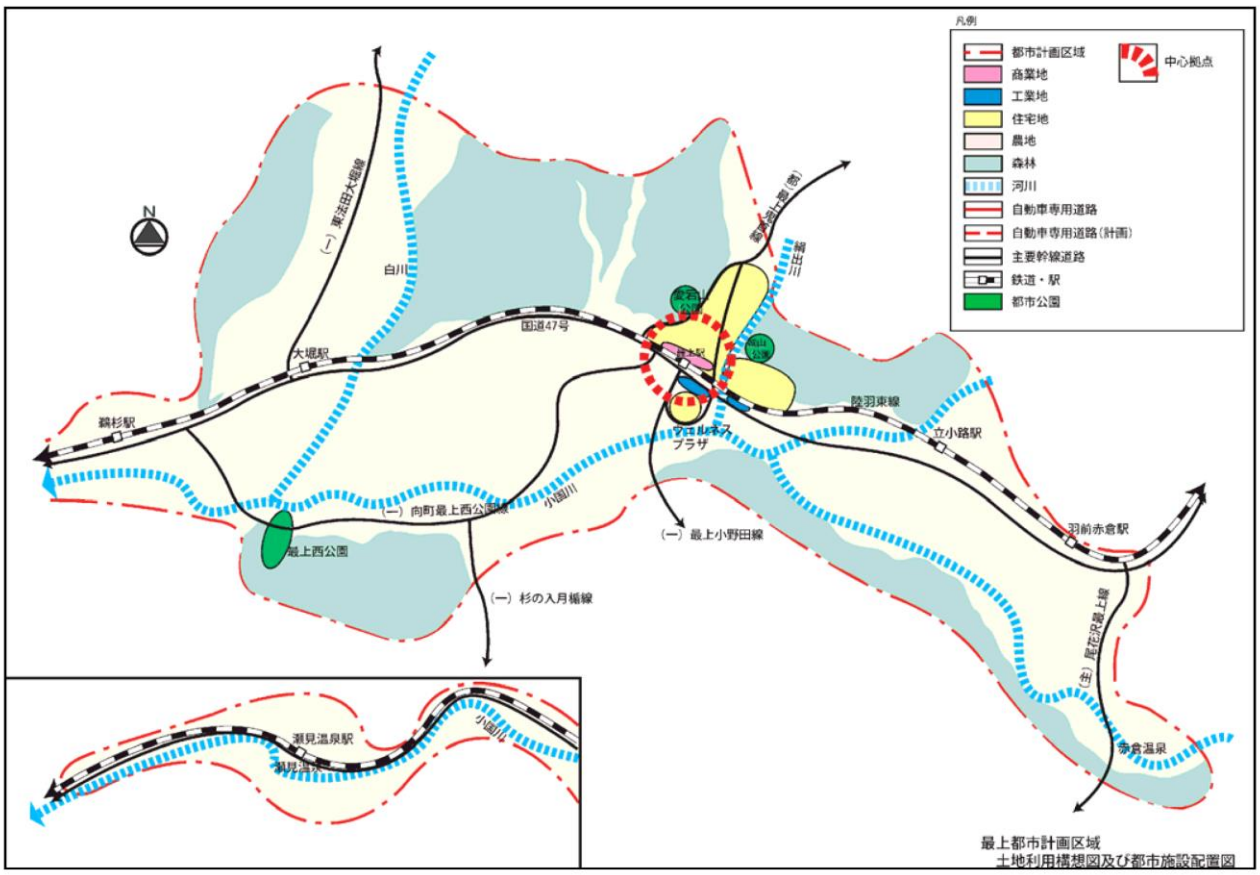
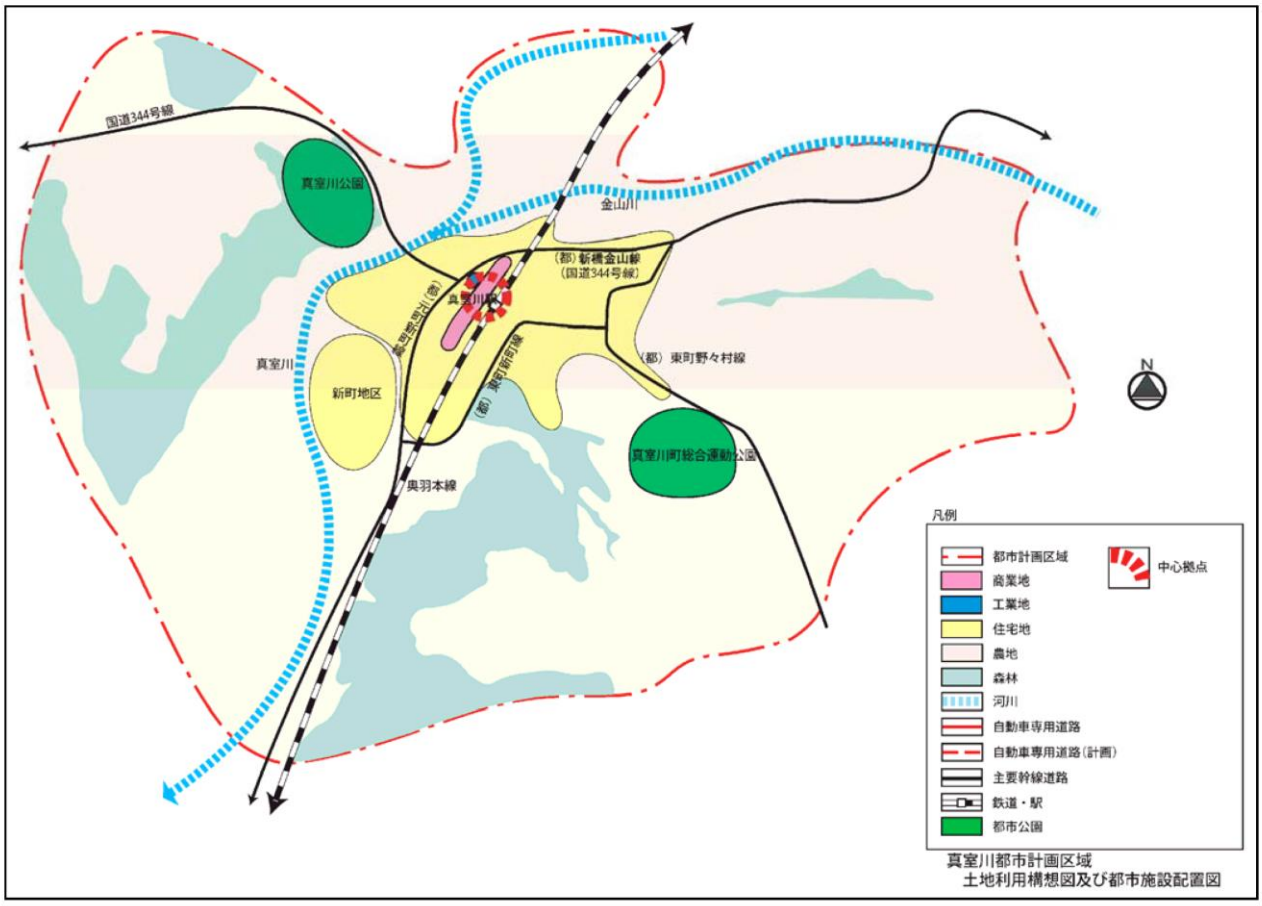
≪真室川都市計画区域土地利用構想図及び都市施設配置図≫